

〔史料紹介〕

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

並木昌史

はじめに

- 一 本書の書誌情報と伝来・内容
- 二 本書の特徴
- 三 編者・二条康道

はじめに

尾張徳川家(以下「尾張家」と略称する)に伝来した「即位之記」は、江戸時代前期の明正天皇(一六二四～九六)在位一六二九～四三の譲位と後光明天皇(一六三三～五四)在位一六四三～五四の踐祚・即位の儀式、ならびに後西天皇(一六三八～八五)在位一六五四～六三の譲位と靈元天皇(一六五四～一七三二)在位一六六三～八七の踐祚・即位の儀式を記録した書物である。この天皇四代の皇位継承の儀式は、前者は寛永二十年(一六四三)、後者は寛文三年(一六六三)に挙行されたことから、それぞれ「寛永記」「寛文記」と称されている(以下、本稿では、特に断らない限り「寛

永記」「寛文記」を「本書」もしくは「徳川美術館本」と称す)。

本書は、近年筆者が『愛知県史 別編 文化財4 典籍』で概略を紹介したが、その後一部訂正を要する箇所が生じたり新たな知見を得ることができたため、このたび稿を改めて本書の詳細な紹介とともに、本書の成立および内容や性格について検討を試みた。

なお「即位」という言葉は、天皇の代替わり儀式である「踐祚」と、代替わりを広く表明する儀式である「即位」とが混同して用いられる例が多い^①。本書の書名も「即位之記」とあるが、本文の内容は後述するように即位式そのものよりもむしろ譲位の儀式次第に重点が置かれている^②。

以下、本稿では、次のように区別して用いる(本稿末尾に掲げた表「近世の天皇 一覧」を参照のこと)。

踐祚…新天皇の皇位継承行為およびその儀式。受禪とも称す。

なお先帝の譲位によって行われる場合と、先帝崩御による場合とがある。

即位…新天皇の皇位継承を、広く公にする儀式。即位礼とも称す。

一 本書の書誌情報と伝来・内容

本書は卷子装で八巻からなり、「寛永記」甲・乙二巻と「寛文記」日・月・星・辰の四巻、「寛永記」よりは天地の寸法が小さいが、「寛永記」本文には含まれない内容を収録した「目録」二巻が、補遺として添っている。「目録」が「寛永記」の補遺であると筆者が考えたのは、「寛永記」甲乙二巻と装幀で同じであるという理由である。

これら八巻の巻物は、桐白木製で懸子付きの印籠蓋の内箱に収められている。箱の側面には真鍮製の鍵が付けられ、鍵一本が添って伝えられている。内箱は溜塗りで被せ蓋造りの外箱に収められ、外箱蓋表中央には銀粉字で「御即位之記」と記されている。この内箱の蓋表には次の通り墨書による書付がある。

寛永廿年九月記 二巻
寛文記(三月記 三巻・二月記 一卷) 四巻

外目録 二巻

(細字の割注部分はへ内に記した)

「寛永記」二巻と附属の「目録」二巻、ならびに「寛文記」四巻の寸法は次の通りである。

「寛永記」

甲巻 縦二九・〇糎 長一三〇一・八糎
乙巻 縦二九・〇糎 長一〇二四・八糎

「目録」

第一巻 縦一四・九糎 長七〇二・九糎
第二巻 縦一四・九糎 長二九九・九糎

「寛文記」

日巻 縦二八・七糎 長一一八七・八糎
月巻 縦二八・七糎 長一三一八・二糎
星巻 縦二八・七糎 長一〇九六・八糎
辰巻 縦二八・七糎 長九三三・九糎

「寛永記」二巻と「目録」二巻の料紙はすべて斐紙で、表紙には白茶地違い三角繫ぎ文金入り錦が、見返しには切箔を散らし青金砂子を撒いた間合紙が用いられている。各巻には黒柿寸切の軸首が付けられ、巻紐には紫の平打紐が用いられている。

一方の「寛文記」四巻は、表紙に花色地丁子花唐草文金入り緞子と、「寛永記」とは異なる裂が用いられている。見返しには「寛永記」同様、切箔を散らし青金砂子を撒いた間合紙が用いられている。軸首と巻紐も「寛永記」と同じで、表紙の裂地のみ異なるものの「寛永記」と同時に装幀されたと推測される。

本書には恒川了廬(つねかわりょうろ)(古筆家九代了意の高弟で尾張家に仕えた)の極札一枚が附属し、文面には次のように書かれている。

二條撰政康道公(寛永記寛文記) 外題(瓢形黒印「了廬」)

(細字の割注部分はへ内に記した)

この極札は「二條殿 外題 寛永記 寛文記 鑑正」と書かれた包紙に収められている。

本書が尾張家に伝えられたいきさつは明らかではないが、本書の由緒をさかのぼることのできる尾張家蔵帳のうち、最も古い記録が明治二年（一八六九）編「東京廻 御側御道具類一卷」一冊（什器旧原簿第二十号 徳川美術館蔵）で、次の通り記されている。

寛永九月記 二卷

寛文三月記二月記 四卷

外に目録 二卷

了廬極札添

この「御側御道具帳」によって、江戸時代後期の時点で本書が尾張家に存在していたと推測できる。ただし右の記事には、どのような経緯で尾張家にもたらされたか、それ以前からの伝来品か江戸時代後期頃の購入品かどうかを示す来歴に関する記事は無く、江戸時代後期以前の由緒は明らかではない。

「寛永記」各巻の巻頭には内題として「寛永記甲 従一位康道記之」「寛永記乙 従一位康道記之」と、本文とは異なる筆跡で記されている。この内題の筆跡は、恒川了廬の極札に従うなら、二条康道（一六〇七～一六六六）の自筆とされる。以下、内題の筆跡が康道の自筆か否かについて検証してみたい。

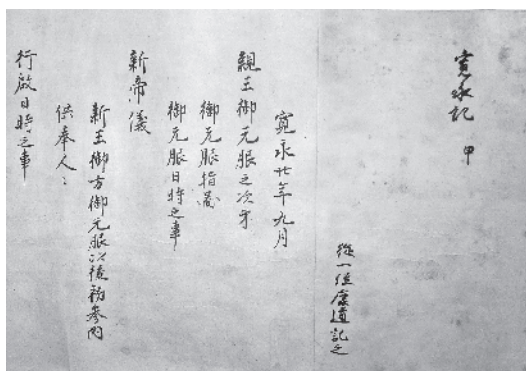
康道は江戸時代前期の公卿で二条家第十六代、摂政・左大臣を務めた。九条幸家（一五八六～一六六五）の長男で母は豊臣秀勝の娘完子。慶長十二年（一六〇七）正月二十四日に誕生、慶長十八年大叔父二条昭実（一五五六～一六一九）の養子となり元服し、この時徳川家康より「康」の字を贈られ

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）

康道と名乗った。その後権大納言・左大臣を経て寛永十二年（一六三五）摂政となり、同十六年に従一位、正保四年（一六四七）に摂政を辞した。寛文六年（一六六六）、享年六十歳で薨去した。正室は後陽成天皇の皇女貞子内親王（後水尾天皇の同母妹）。明正天皇（従妹にあたる）が十五歳となった寛永十四年十二月、後水尾上皇は摂政の康道を閑白とすることを指示したが、京都所司代板倉重宗の反対によって取りやめとなった一件があった。

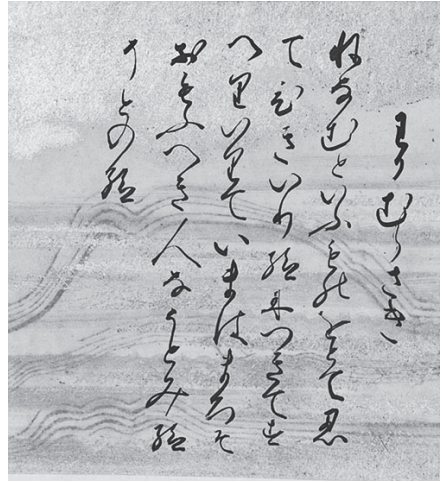
康道は松永貞徳（一五七一～一六五四）に入門して俳諧を学んだほか、朱子学に傾倒した後光明天皇のため、民間から朝山意林庵（一五八九～一六六四）を登用して天皇に進講させたことが知られる。⁽³⁾

「寛永記」各巻の内題にみられる康道の筆跡は、やや筆太で線の肥瘦の変化は乏しく、字形はやや扁平である。各文字も放ち書きで書かれており読み易いが、朴訥な印象である。康道の筆跡は、「本朝古今名公古筆諸流」



挿図1 「寛永記 甲」内題と目次

〔万宝全書〕元禄七年（一六九四）刊所収）によると、青蓮院尊純法親王（一五九一～一六五三）の書風を受け継いだ尊純流に属すとあり、青蓮院尊証法親王・近衛尚嗣・大炊御門教敦（経孝）・円満院常高・日野弘資・葉室頼業・梶井慈胤法親王や佐々木資敦とともに同じ書流とされている。また安政五年（一八五八）に古筆了仲が編集した「筆蹟流儀系図」（東京・静嘉堂文庫蔵）や承応三年（一六五二）の跋文を

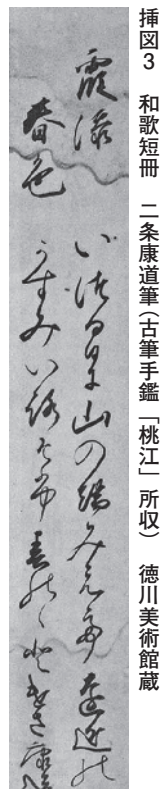


挿図2 土佐光則筆「源氏物語画帖」
「若紫(二)」 徳川美術館蔵

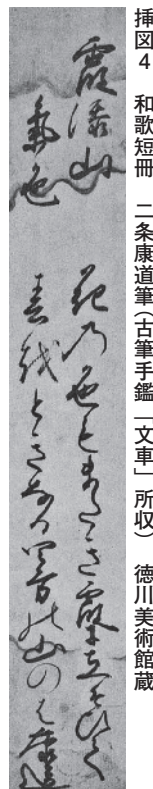
もつ「流儀集」(明翰抄)三十五冊の内 個人蔵といった、書道の流儀系統を記した書物にも、尊純流の一人として二条康道の名が挙げられている⁴⁾。

康道の筆跡のうち執筆年紀が明らかな例としては、寛永十三年に作成された重要文化財「東照社縁起」(栃木・日光東照宮蔵)があり、康道も詞書の一部染筆しているが、肥瘦の著しい書風であり、「内題」の署名の書体とは相違する。このほか康道の筆跡に、土佐光則筆『源氏物語画帖』(徳川美術館蔵の「若紫(二)」の詞書があり、「寛永記」内題の筆跡と比較すると、筆太の筆致は類似しているが、同一人物の筆跡とはみなしがたい。康道には和歌短冊が多く遺されているが、内題の「康道」の署名とは異なる。

また、二代光友正室の千代姫が寛永十八年に五歳を迎えた際に行われた深曾木の儀式に用いたと考えられる「鬘曾木道具」一式(徳川美術館蔵に、附属する書付のうち「著袴深曾木年数事」と内題のある冊子が二条康道の自筆である。この冊子の筆跡と、「寛永記」の内題にみられる署名の筆跡もまた異なり、「寛永記」内題の署名は康道の筆跡を意識して似せた書風

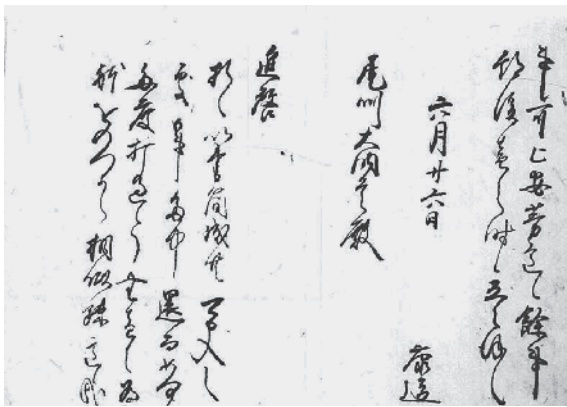


挿図3 和歌短冊 二条康道筆(古筆手鑑「桃江」所収) 徳川美術館蔵



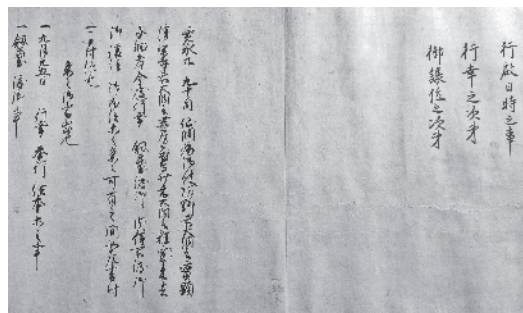
挿図4 和歌短冊 二条康道筆(古筆手鑑「文車」所収) 徳川美術館蔵

というべきであろう。以前筆者は『愛知県史 別編 文化財4 典籍』のなかで、この内題の筆跡を康道自筆としたが、充分な検討を経ずに速断した誤認であった。今回本稿において訂正したい。



挿図5 冊子「著袴深曾木年数事」末尾 二条康道筆
徳川美術館蔵

一方、「寛永記」本文の筆跡は内題の筆跡と比べると全般的に細い線で書かれている。内題に続く目次は楷書で謹直に書かれ、それに続く本文は、内題や目次の筆跡と異なり、細字で楷・行・草取り交ぜた筆跡で書かれており、分量も多いことから、筆跡の異なる数名が分担して筆写したと推測される。内題を記した人物・目次を記した人物・そして数名の人物が本文を



挿図6 「寛永記 甲」 右の三行が目次(楷書)、左が本文

筆写したのであろう。ただし「従一位康道記之」とあり、また本文中で康道が、自身を「予」と記していることから、康道が執筆し、「寛永記」・「寛文記」の編纂にかかわったと見てよいと思われる。このことは第三章において触れることとする。

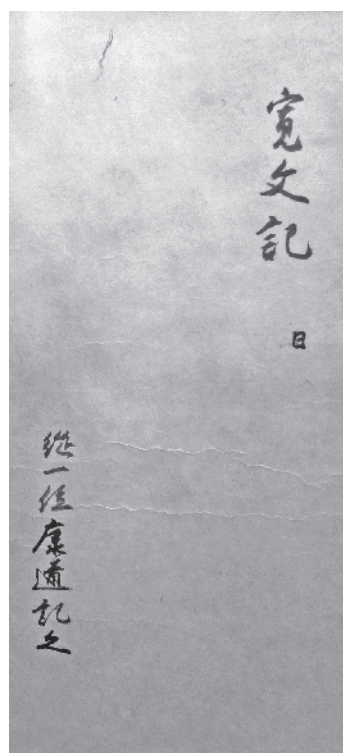
「寛永記」に附属する「目録」には、「寛永記」本文のような内題の文字は無く、「御移徙之次第」「御即位之次第」と、儀式の題が示され、そのあと儀式の次第が続いて書かれているだ

けである。

「寛永記」本文には推敲の跡は無く、誤字を抹消した部分はごく少ない。本書の特徴は、所々指図(見取図)が挿入されている点である。殿舎の内部や調度の配置などを示す指図の罫線は直線が引かれ、行列の人名や天皇の詞書である「宣命」の文章は謹直に書かれている。「寛永記」本文は、書に練達した同一人物による書写と考えられ、本文全体からは、謹直に浄書された趣がある。

「寛文記」各巻の巻頭には内題に「寛文記 日 従一位康道記之」「寛文記 月 従一位康道記之」「寛文記 星 従一位康道記之」「寛文記 辰 従一位康道記之」と、「寛永記」同様に記されており、同じく康道の筆致を意識して書かれた筆跡と考えられる。「寛文記」四巻の本文は複数名の分担による書写と考えられ、「寛文記」の筆跡から受ける印象は、「寛永記」同

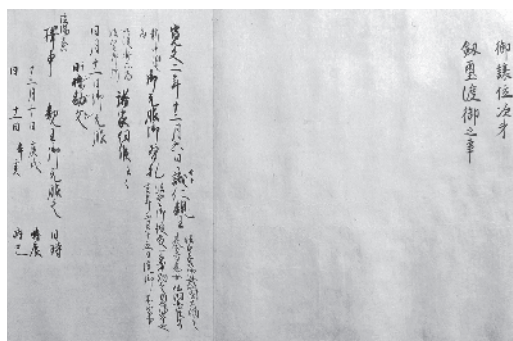
尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)



挿図7 「寛文記 日」内題

様謹直に書写された箇所と、「寛永記」に比較すると速筆でやや性急に書写された印象を受ける箇所がある。

「寛永記」「寛文記」ともに、巻頭の序文や巻末の奥書にあたる文章が無い。このため本書「寛永記」の成立年代は後光明天皇の踐祚の儀式の



挿図8 「寛文記 日」冒頭

行われた寛永二十年以後程なく、「寛文記」の成立年代も霊元天皇の即位関連儀式の行われた寛文三年(二六六三)以後程ない時期と考えられる。また本書を筆写した理由も奥書が無いため明らかに示されていないが、まずは康道・光平(二六二五)・八二父子の周辺で子孫に伝えるため、清書本を作ったと推測される。

寛文三年は康道五十七歳で、歿した同六年は六十歳であった。時の後

西天皇が、承応二年(一六五三)六月二十三日や万治四年(一六六二)正月十五日の内裏火災を受け、禁裏御文庫の蔵書の充実を図るため公卿や寺社が所蔵する記録や典籍を集めて複本を作らせる事業に着手したのは承応から寛文年間であった。ことに御文庫ほか数棟を残して全焼した万治四年の内裏火災は、子息・光平の正室・賀子内親王邸が火元になったことで、康道が責任を感じたとしても不思議ではない。そこで二条家では「寛永記」「寛文記」の清書本を作成して来たる臨時の儀式に備えるとともに、康道・光平二代の名譽を子孫に伝えるために自家に備えたと推測される。

本書の写本は多く、「後浄明珠院撰政記」四冊(国立国会図書館蔵)や「後浄明珠院殿記」二冊(宮内庁書陵部蔵 伏見宮旧蔵文書)・「後浄明珠院殿記」三冊(東京国立博物館蔵)をはじめ三十三部が『国書総目録』に挙げられている⁽⁵⁾。これら伝本については、『金鯢叢書』次号掲載予定の「下」においてあらためて触れたい。

「寛永記」甲乙二巻には、次のような儀式の記録が収録されている。各巻の冒頭に挙げられた目次を次に掲げ、その下に儀式の内容を簡単に記した。

「寛永記」

(甲巻)

寛永廿年九月親王御元服之次第

紹仁親王(後光明天皇)の元服の式次第。和文と漢文があり、漢文は康道の作成、和文は後水尾上皇の作成(後述)。

儀式の式場見取図。

陰陽師が、儀式の日取りを撰んで提出し

御元服指図

御元服日時之事

新帝儀

新王御方御元服以後初参内

供奉人々

行啓日時之事

行幸之次第

(乙巻)

御讓位散状

勅符

太政官府

官方吉書・政所吉書

宣命

た文書の写し。

元服を済ませた紹仁親王が、初めて参内した式次第。「新王」は親王の宛字か。「親王御方」とは儲君(皇位継承者)と目された皇子で、寛永二十年当時は後水尾上皇の皇子のうち紹仁親王を指す⁽⁶⁾。

儀式に供奉した諸卿官人の一覧。

陰陽師が儀式の日取りを撰んで提出した文書の写し。

儀式の式次第。

讓位の儀式に参加した諸臣の名簿。

天皇の命を奉じて発せられた軍事命令書(讓位をはじめとする非常事態の際、近江の逢坂・伊勢の鈴鹿・美濃の不破に置かれた関三箇所を固める「固関」の儀で、関が置かれた各国の国司に宛てられた)。

太政官が発した行政命令文書。

讓位に際して、初めて天皇に奉る政務上の文書。

讓位の儀式の中で読み上げられる天皇の詞書。大内記が起草した。讓位の儀式の

内舍人差文

御讓位図

新造御所劔璽出御図

劔璽渡御行列

劔璽入御新帝御所図

昇殿勅授等拝所図

御陪膳之次第

御殿御装束之事

御陪膳人之事

「目録」

(第一卷)

御即位之次第

御手水之次第

親王代之作法

中心で、万葉仮名による表記が慣例。

朝廷の行事で、諸役を務める内舍人の名を記した文書。

儀式の式場の指図。

明正上皇から後光明天皇へもたらされた

劔璽の移動儀式の指図。

劔璽渡御の儀の行列。

後光明天皇の御所へ移された劔璽渡御の式場見取図。

式場見取図。

昇殿と勅授帶劔を許された諸卿が、新天皇に対して行った拝舞の指図。

後光明天皇に供された饗膳の式次第。

式場の指図。

饗膳の配膳にあたった公卿の人名一覧。

饗膳の配膳にあたった公卿の人名一覧。

即位式の式次第。

天皇が礼服を着けたあと、手を清める作法。

即位式に参加する親王代の詳細な作法。

親王代は正式な官職ではなく、即位式における配役で、大納言・中納言の中から新たに任命される。

親王代は正式な官職ではなく、即位式における配役で、大納言・中納言の中から新たに任命される。

親王代は正式な官職ではなく、即位式における配役で、大納言・中納言の中から新たに任命される。

親王代は正式な官職ではなく、即位式における配役で、大納言・中納言の中から新たに任命される。

新たに任命される。

少納言作法

典儀作法

(第二卷)

御移徙次第

今度可被省略之条々

「寛文記」

(日巻)

識仁親王御元服之事

御元服之事

寛文三年正月廿三日御讓位之事

御讓位之次第

劔璽渡御之事

御讓位之次第

劔璽渡御之事

(月巻)

御讓位之次第

御讓位之次第

行列

劔璽渡御行列

(星巻)

新造内裏新帝御所儀

劔璽入御

即位式における少納言の作法。

即位式における典儀の作法。

新天皇が新御所に移る儀式。

即位式の中で省略された五箇条「所々居

餐事・供五菓事・公卿着殿上居餐事・出

御之事・奏吉書事」を列挙。

識仁親王(霊元天皇)の元服の儀。

元服の式次第。

後西天皇の讓位の儀。

讓位の式次第。

後西天皇から識仁親王へもたらされた劔璽の移動儀式。

讓位の式次第。

讓位の式次第。

讓位の式次第。

讓位の式次第。後西天皇の命で康道が作成したとある。

讓位式に参加する摂政光平の参内行列。

劔璽渡御の行列。

新天皇が新御所で行った儀式。

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

新御所への移動儀式。

勅授帶劍之事

昇殿資格・帶劍資格・牛車参内資格を得た公卿の名を記す。

昇殿如元之事

昇殿資格を得た公卿の名を記す。

大床子御膳之事

天皇が、踐祚後初めて大床子御膳を食べる儀式。

昼御座御膳之事

踐祚後初めて清涼殿の昼御座で御膳を供する儀式。

御殿御装束之事

御所のしつらえについて記す。

大殿祭之事

新天皇の御所の平安を祈る祭祀。

廿七日入夜内侍所渡御之事

正月二十七日の夜に、内侍所(≡神鏡)を新御所に移す儀式。

日時勘文之事

右の儀式を行うにあたり、陰陽師が吉日を撰んで提出した文書の写し。

行列

右の行列。

新院布衣始之事

上皇が初めて狩衣を着け、諸卿に對面する儀式。

被補院司之事

上皇の「院庁」の実務を担当する職員を任命すること(院庁には別當・執事・御廐別當・執権・判官代・主典代・藏人などがあつた。別當は院務を統轄する長官であつた)。

御讓位第二日大床子御膳之事

二日目に行われた大床子御膳の儀。

同第三日之事

三日目の大床子御膳の儀。

御讓位以後初 禁裏諸礼之事

讓位後初めて行われた「諸礼」。諸礼は

新院御所尊号之事

毎年年頭に行われる行事で、親王や門跡衆らが参内して天皇に参賀すること(正月上旬に例年通りの諸礼が行われた後、讓位があつたため、新天皇に改めて参賀した)。

新天皇が先帝に「太上天皇」の称号を奉る儀式。吉日を撰んだ日時勘文・儀式次第・物品を調進した官人の名・新天皇から先帝へ贈られた宣命を収録する。

(辰卷)

寛文三年三月礼服御覽之事

天皇が即位礼の際に着用する礼服を、事前に実見する儀式。

日時勘文之事

陰陽師が儀式の吉日を撰んで提出した文書の控え。

御覽之次第

礼服を天皇が実見する式次第。

行列

礼服を運ぶ行列と参加公卿名。

御殿之図

儀式の行われた御殿内の指図。

委細次第

式次第の詳細を記す。

直廬儀例之事

儀式が、摂政の「直廬」(直廬は摂関や大臣が宿直・休憩を行うために宮廷内に設けられた部屋。摂関の場合は天皇の御座所近くで政務を執る必要から、直廬を事実上の執務室として用いた。更には除目・叙位などの重要な政務も摂関の直廬で開催される場合もあった。原則的には宮廷内に設置されていたが、

清涼殿成人之例之事

非常時に摂関の私邸が里内裏となった場合、近隣の施設に直廬が設置される例もあった（で行われた過去の先例。三例を挙げる。礼服御覧の儀を清涼殿で行う場合の次第および成人した天皇が行った先例三例を記す。

御即位由奉幣之次第

即位を伊勢神宮に奉告する使者を遣わす儀式の式次第。

神祇官参向之事

奉幣使一行が神祇官代の吉田社大元宮に赴くこと。

最上所之図

吉田社大元宮における儀式の指図。

「寛文記」には、即位の儀式の式次第を記した附属の「目録」は無い。この理由として考えられるのは、寛文三年四月二十七日の即位式直前とも言うべき二十五日に、左大臣鷹司房輔が新たに即位式の式次第を作成して献上したため、二条康道や光平の作成ではなかったことによると考えられる⁽⁸⁾。

以上、「寛永記」「寛文記」が収録する讓位・踐祚および即位の式次第を、収録順に項目を拾って列挙した。これら「寛永記」「寛文記」に収録された儀式がどのように行われたかをたどる前に、まず後光明天皇と霊元天皇について、簡単に触れておく。

後光明天皇は、後水尾天皇の第四皇子として寛永十年三月十二日に誕生した。生母は京極局園光子（壬生院）で、幼名は素鷲宮と称した。父・後水尾天皇と中宮・東福門院和子との間には二男五女があったが、二人の皇子

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）

は天逝したため、第二皇女の興子内親王が寛永六年に即位して明正天皇となった。女性天皇は配偶者を持たない慣例のため、東福門院以外の女性から誕生した皇子のうち最年長の素鷲宮が皇位継承者とみなされ、寛永十九年九月二日に儲君とされた。同年十二月十五日の親王宣下で異母姉である明正天皇より「紹仁」の名を賜わり、翌年九月二十七日に十一歳で元服、十月三日明正天皇の讓位によって踐祚、同月二十一日に即位礼を挙行した。在位期間の約十二年間は三代將軍家光から四代家綱の時代に相当し、若年であったため摂政が置かれた。承応三年（一六五四）九月二十日、痘瘡により崩御。享年二十二歳。翌月十五日に後光明院と追号され、泉涌寺に埋葬された。後光明天皇は学問、なかでも儒学に傾倒して、民間の学者の登用を図ったほか、在位中は応仁の乱以降中絶していた神宮例幣使を再興、家康に東照宮の号を贈り日光例幣使を創設するなど、朝廷儀式の整備を図った。

霊元天皇は、後水尾天皇の第十九皇子として承応三年五月二十五日に誕生した。幼名は高貴宮。生母は内大臣園基音の娘で後水尾天皇に仕えた国子（新広義門院）で、後水尾天皇の中宮徳川和子（東福門院）が養母となった。承応三年に兄・後光明天皇が痘瘡にかかり崩御したため、叔父の好仁親王の跡を継いで高松宮二代となっていた兄・後西天皇が急遽皇位を継いだ。後西天皇は兄・後光明天皇の崩御前に誕生した高貴宮の成長を待つて万治元年（一六五八）正月に親王宣下を行って識仁の名を高貴宮に賜った。高貴宮は寛文二年十二月に元服、翌三年正月に兄・後西天皇から讓位されて踐祚した。霊元天皇の若年時は後水尾法皇が後見したが、法皇が延宝八年に崩御した後は直接政務を執った。貞享三年（一六八六）には、皇子・朝仁親王（後の東山天皇）の立太子礼を再興し、翌四年三月皇位を朝仁親王（東山天

皇に譲り仙洞御所に入つて院政を開始し、同年十一月に、長年中断していた新天皇の大嘗祭を再興した。元禄七年以降政務を東山天皇に委譲し、正徳三年(一七三三)八月に出家して法皇(法名は素浄)となり、享保十七年(一七三三)八月六日に崩御した。享年七十八歳。靈元天皇は父・後水尾天皇や兄・後西天皇から和歌を学び、父や兄の崩御後は宮廷内第一の歌人として堂上歌壇に君臨し、武者小路実陰や烏丸光栄といった後継者を育成した。また在位中は石清水放生会や立太子礼を再興し、譲位後には大嘗祭の再興を強行するなど、朝廷儀式の復興にも功績を残した。

ここで重複をあえて承知で、寛永十九年から翌年十一月にかけて行われた、明正天皇から後光明天皇への代替わり儀式を、「寛永記」および『公卿補任』や柳原紀光編『続史愚抄』をもとに日付順でたどつてみよう。^⑨なお「寛永記」に収録されている儀式の名はゴシック体で表記した。

寛永十九年

十二月十五日

この日紹仁親王(十歳)、親王宣下あり。

のちに後光明天皇となる紹仁親王が数え十歳となり、一方明正天皇は即位後十年以上経たため、後水尾上皇は紹仁親王への皇位継承を考え、まず親王宣下を行い、儲君となるための資格を整えた。

寛永二十年

九月十八日

明正天皇が譲位後に住む仙洞御所を新築し、この日安鎮法が行われた。

九月二十七日

この日**紹仁親王の元服の儀**が行われた。親王に冠をかぶせる加冠は摂政二条康道が務めた。『続史愚抄』には「次第

九月二十九日

摂政康道作進。仮名次第上皇御製云」とある。
紹仁親王、元服後初めて参内した。

十月三日

明正天皇、**譲位の儀式**を行った。当日紹仁親王は早朝、居所の東福門院の女院御所を出て参内した。御所では当日早朝より**固関の儀**が行われ、藏人が天皇が譲位の儀を行う旨を大臣に告げ、大臣は内記に譲位の宣命の起草を命じた。作成された宣命は天皇の奏聞を経たのち、承明門が開かれ紫宸殿前庭に公卿が列なり、譲位の式が始まり、宣命使が宣命を読み上げた。式の終了後、明正上皇は父・後水尾上皇の仙洞御所に移り、御所に**劍璽渡御**が行われた。新天皇の後光明天皇が**清涼殿の昼御座に出御**し、摂政二条康道を召して引き続いて摂政を務めること、先帝から昇殿・勅授帯剣・牛車勅許を得ていた公卿には引き続き認める旨を宣して入御。新天皇は再度昼御座に出御し、**官方・藏人・政所からの吉書が奏聞**され、最後に内侍所に神饌が供えられてこの日の行事が終了した。

十月十二日

明正上皇に「太上天皇」の尊号が贈られた。式次第は摂政康道が作成した。またこの日、摂政康道の直廬において礼服御覽の儀が行われた。

十月十八日

この日、皇祖神である伊勢神宮に、新天皇の即位を告げる「由奉幣」の勅使が遣わされた。

十月十九日

左大臣九条道房、即位式次第を新たに作り献上した。

十月二十日

即位式の習礼(予行演習)が行われた。

十月二十一日

紫宸殿で**即位の儀**が行われた。当日早朝に天皇は身を清

め、大臣は内記に宣命の起草を命じ、完成した宣命は天皇の奏聞を経て宣命使に与えられた。左右の近衛・兵衛・衛門が紫宸殿前の南庭の所定の座に着き、主殿と図書官人が礼服を着けて南庭の座に着く。儀式を指揮する内弁（左大臣九条道房）が合図の鼓を打たせると門が開かれ、紫宸殿上に公卿や女官が座に着き、天皇が礼服を着けて手を清めた。天皇が紫宸殿の高御座に着き、摂政の献じる笏を取って座を立つと庭に置かれた鉦が鳴らされ、高御座の前に立つ女官が左右に分かれ、天皇が姿を現わし、式部が面伏を唱え、参列の諸臣が身を屈して拝礼する。主殿と図書が香を焚き、武官が旗を振り万歳を唱え、宣命使が宣命を二回読み上げ、諸臣が二度拝礼する。鉦が鳴らされて帳が閉じられ天皇が紫宸殿から退出し、再び鼓が鳴らされて諸臣が退出して式が終了した。この日式に先立って摂政康道が天皇に、「即位灌頂」を伝授した。¹⁰この日幕府からは將軍の使者として酒井忠勝と松平信綱および京都所司代の板倉重宗が参内し、紫宸殿の前庭で式の模様を見物した。

十一月十九日

この日から三日間内侍所で御神楽が催された。

ここでも寛文二年九月から翌年にかけて行われた、後西天皇の讓位から靈元天皇の即位までの、一連の動きを後光明天皇の例と同様に「寛文記」や『公卿補任』や『統史愚抄』などとともに確認してみよう。なお「寛文記」に収録されている儀式は、ゴシック体で表記した。

寛文二年

九月十八日

幕府より高家の吉良義弥、女院（東福門院）御所に参内して後西天皇の讓位を進言した。

後西天皇は、兄・後光明天皇の崩御によって急遽皇位を継いだ。だが、叔父の好仁親王（後陽成天皇の皇子で、後水尾天皇の弟）の跡を継いで高松宮二代となっており、皇位継承候補とされていない。さらに後光明天皇崩御の同年に誕生した高貴宮識仁親王が後水尾法皇の意向で皇位継承候補者となり、後西天皇は高貴宮識仁親王が成長するまでの中継ぎとし、識仁親王が九歳となったため、後西天皇が讓位することとなった。

十二月十一日

皇嗣識仁親王の元服の儀。加冠は康道の子息である関白光平が務めた。

寛文三年

正月十二日

讓位の儀式の習礼が行われた。

二十一日

皇嗣識仁親王、新造内裏に入った。

二十四日

後西天皇、讓位の儀式の日取りを決定した。上卿は左大臣鷹司房輔が務めた（上卿とは公卿が関わる組織や儀式・政務・公事などの各種行事における役目の中の筆頭の者を指す。上卿の任用資格者である公卿を指す別称として用いられた例もある）。この日、警護・固閑が行われた。

二十六日

後西天皇、仮内裏（近衛基熙邸）において讓位の儀を行った。上卿は左大臣鷹司房輔。同日、仮内裏から新造内裏へ剣璽渡御の儀が行われた。

二月三日 後西上皇に「太上天皇」の尊号が贈られた。

二月二十一日 この日から三日間、内侍所御神楽が催された。

四月十三日 摂政光平の直廬のある小御所において礼服御覧の儀が行われた。

二十二日 靈元天皇の即位を告げる「由奉幣」の勅使を神宮に遣わす儀式が行われた。

二十三日 即位式の習礼(予行練習)が行われた。

二十五日 左大臣鷹司房輔、即位式次第を新たに作り献上した。

二十七日 紫宸殿で即位の儀。上卿は鷹司房輔が務めた。この日即位式に先立って摂政光平、天皇に「即位灌頂」を伝授した。

幕府からは松平直政と高家の大沢基将が参内し、式の模様を見物した。

以上、後光明天皇と靈元天皇の践祚の概略を、日付順に追ってみた。以下、本書が収録する儀式の本文を抽出して見ていこう。

「寛永記」「寛文記」それぞれの冒頭の目次には収録されている儀式の名称や次第・行列・式場の指図が掲げられている。このうちの儀式の式次第の一例を次に掲げる。以下、引用文は適宜句読点を補い、本文中の細字で書かれた割注部分はへゝ内に記した。

「寛永記甲」の冒頭に収録する紹仁親王の元服の儀は後水尾上皇が和文で式次第を作成し、「この文章通りに真名(漢文)に直して提出するように」との下令を受けて摂政の康道が式次第を作ったと「寛永記甲」冒頭の「寛永廿年九月親王御元服之次第」に記されている。紹仁親王が皇位継承予定者である儲君であり、その元服の式次第を自ら作成したことから、上皇の

喜びと親王への期待の程がうかがわれる。上皇が自ら式次第作成にあたったことは例が少なく、この当時から注目された。

「寛永記甲」の「寛永廿年九月親王御元服之次第」の掲載順に従い、まず康道が作成した、漢文の「親王御元服次第」を掲げる。着座した紹仁親王が童形の髪型から成人の髪型である髻を結び、加冠が冠を被せ、親王が退出するまでの次第である。

親王御元服次第

御殿御装束簾中、其儀見指圖

刻限親王於本所(南御所)令著童御装束給、二藍御直衣(紋三重たすき)

紅引倍幾御衣(文菊立通)、同御単(紋菱)、紫指貫(浮線綾紋亀甲腹白)

次親王令著御休所給扶持公卿等相從

次親王令出簾中給、扶持人參、御休所方内々褰御簾、先是加冠人參入候上達部座、諸卿同着座

次奉行人告御出由於加冠人

次加冠人參入着座、此間置理髮調度

其儀殿上四位入御休所取御冠經北庇折南經公卿座後出南面妻戸入自同東一間置御座右方(御冠向外方)

次同四位一人取櫛巾置中央(御座与理髮円座間)

次加冠令奉行人召理髮人

次理髮人參進候南簀子、依加冠氣色進著御前円座(但押遣円座於右方不敷)

次理髮

其儀先以左手取御冠拔巾子如元置之次開櫛巾取出本絃（三筋）

次解御直衣紐奉令御手於板敷（左右御膝被）、取解櫛梳御髪以長元絃纏

御本取以髪搔分其末以短本絃結之（先右次左）次以髪一枚（折中）卷之以紙捻結紙上（片鎰鎰方向内先左次右）次取箒刀切之（先左次右取御髪与御本取於左手切之）

（短本縫与紙間也）御髪末蜜々自袖下入櫛巾次取以左御手奉令押之次押合櫛巾置

髪搔并鬢櫛於櫛巾上次如元引直円座暫退候簀子

次加冠人着円座（理髮座）入低額畢復座（先左次右次御後）畢収紐整御調度等退

次親王令婦人御休所給扶持人褰御簾如初

（適宜句読点を補い、本文中の細字で書かれた割注部分は（）内に記した。以下同）

次に上皇が作成した式次第を掲げる。

寛永廿年九月廿七日今日 親王の御方御けむふく也、院中にて其儀あり、御殿の御装束ハさしづくハしくみえたり、刻限南の御所にて御童装束をめす、藤大納言なか慶卿奉仕す、御まへ装束永まさの朝臣これをつとむ、先御単（紅御紋菱）、次御引倍幾（紅御紋菊立涌）、次御直衣（一藍御紋三重たすき）、御さしぬき（紫御紋亀甲浮線綾腹白）、御こしをときかけまつる、御座さたまりて後、やすひろの朝臣御身かために参加る、事おはりてしりそく、次親王の御方の上臈、御さかつきをもてまいらる、一献の後すへる、次院の御前（小御所）へまいらしめ給て

御退出、嗣孝朝臣御けんを持、家司・職事等其外内々伺候のともからしたかひ奉る、中納言ハふちの公卿なれハ、もとより近所に候して南の御所の北より廊を面さまにゆかしめ給ひ、南におれてひろ御所の北のすのこを経て御休所にいらしめ給、御休所の御座（東面）につかしめ給、あらかしめ御座の北の御屏風にすへて二階一脚をたて、上階に御冠を置（面）、柳筥にもる、次汔坏ふた并臺を撤して水をいれ、おなしく柳筥にもりとて置（東）、中階に櫛巾うち乱のはこのふたにもりてをく、扶持公卿中院中納言す、みよりて御簾をかゝく、親王出御、これよりさき摂政・三条大納言・左大弁の宰相等公卿の座につく、藏人頭左中弁弘資朝臣、加冠の人に氣色す、摂政起座、南のすのこを経て東第一間を入て着座、次雑具を、く、有純朝臣御休所に入て御冠をとりて本路を出、南に折、公卿座のうしろを経て南面の妻戸を出、おなしく東の一間より入て御座の右の方に置（御冠外方二向かふ）、次嗣孝朝臣汔坏をとりて御座の左方にをく、次為庸朝臣櫛巾をとりて中央（御座と理髮の円座との間）に置、弘資朝臣加冠の眼路に候す、加冠氣色、弘資朝臣理髮の人（藏人頭右大弁綏光朝臣）を召、理髮の人参進、南の簀子に候す、加冠の人氣色に仍てひかしの一間を入てす、みより、円座を右の方に推よせ（これをよす）安座して裾ヲ直し左手に御冠を取て一見の後巾子を抜、本のこつく是を置、御冠・汔器等をおしなをし櫛巾を開き髻三筋を調へ置、次 親王の御ひもをぬき、御手を板敷につかしめ奉る（左右の御膝のとをり）、御髪をかへし御解櫛をとりけつり長本結を取中なとを取むすひて御本とりをまき、是をとめて御髪搔をとり、御本とりのすゐをわけ短本ゆひを取てゆふ（先御右次御左）、次紙一牧を（中ヲ折也）とり、立さまに捲て、紙捻にて紙の上をゆふ（か

たかぎの方を内にむかふやうにこれをゆふ、先御左、御右、次箒刀を取、御髪を御本鳥とを左手に取かへ是をきる(短髪下髪髪トノ間先御左、次御右)、御髪の末蜜々に袖の下より櫛巾に入畢ぬ、次左右の短き本ゆひを取て同櫛巾に入、次巾子を取て御本取を入、御手を以ておさしめ奉る、落拔しめさらむかため也、次櫛巾押合かうかい并鬘櫛巾の上に置、もとのことく円座を引なをし暫退下、簀子に候す、次摂政起座、円座に移り着、磯額を入くわへて復座、次理髪の人又進(円座義如元)、髪搔をとり御髪を入(先御左、次右以御後其由斗也)御紐をさし櫛巾を如元調置退下、次扶持公卿御簾をか、く、親王御方御休所に帰入しめ給、

和文の式次第には、親王の童形装束を着せたのが高倉永慶と永将父子であることをはじめ、儀式の配役の人名が挙げられているが、康道作成の漢文の式次第では人名が省略されている。また土御門泰広が身固みかたの儀式を務めたことをはじめ、漢文の式次第は和文のそれと比べると省略が見られる。本書が漢文の式次第の作成にあたって準拠した和文の式次第を収めることによって、簡略な漢文の式次第を補完し、本書を利用する者がより詳細に儀式の細部を知ることができたのであらう。なお「寛文記」に収録されている識仁親王の元服は関白二条光平が加冠を務め、理髪は桂昭房、奉行は葉室頼房が務めた。この時の式次第は光平の起草にかかるが、式次第の内容は基本的には紹仁親王の時と同じであるため、割愛する。

同じ儀式の次第を漢文・和文の二通りの表記で掲げたのは異例で、この紹仁親王元服時のみの特徴である。「寛永記」「寛文記」に収録されている儀式の式次第の多くは漢文のみ、もしくは和文のみの表記で掲げられている

る。「寛永記」「寛文記」に収録されている各儀式の式次第について触れていくには紙幅に限りがあるため、続く第二章にて本書の特徴について触れておきたい。

二 本書の特徴

本章では、本書の特徴について取り上げてみたい。

収録文書について

この「寛永記」と「寛文記」には、後光明天皇と靈元天皇の皇位継承儀式の中で作成された文書類が収録されている。行事の開催日時を決定するため陰陽寮が提出した日時勘文や、例えば「寛永記」乙巻に収録する御讓位散状・勅符・太政官符・官方吉書・政所吉書・宣命・内舍人差文などである。

「寛永記」甲巻に収録されている、紹仁親王の元服の儀式の日時を撰んで陰陽寮が提出した日時勘文を一例として次に挙げる。

擇申御元服	日時
九月廿七日	戌午 時午
同廿八日	己未 時午
寛永廿年九月八日	從五位下賀茂朝臣有種
陰陽頭賀茂朝臣友景	

「寛永記」乙巻に収録されている、伊勢国司に宛てて発給された太政官

符を次に挙げる。

太政官府 伊勢国司

使散位正五位下大石宿祢正弘

内舍人正六位上和氣朝臣長次

齋 勅符 壺通

驛鈴 式口（壺口伍刻・壺口参刻）

近衛式人 従各壺人

右為国守彼国差件等人給契發遣国

宜承知准関開使依例施行府到奉行

正四位上行左中弁藤原朝臣 従四位上行主殿頭

兼佐太夫小槻宿祢奉

寛永廿年十月三日

日時勸文は儀式を行う吉日を撰んで作成されたため、この時代の朝廷にあつても効力を有した文書であるのに対し、固関の儀式の為に作成された太政官符は、逢坂・鈴鹿・不破の関のある近江・伊勢・美濃の国司に宛てた命令書であるが、平安時代中期にはすでに関の機能が形骸化し、また関のある各国の役所である官衙の制度も失われていたため、効力を全く持たない行政文書であつた。固関の儀式は、国家の非常時に太政官の使者がこの書状（勅符）とともに驛鈴二口を携えて関の所在地の国府に赴くため、讓位の儀式の一環としてこの太政官符が準備された。

このほか、讓位の式の中で奉読された宣命は、天皇が讓位の理由を形式的ながらも示した一文である。まず讓位式の担当閣僚というべき上卿が大

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）

内記に宣命の作文を命じ、大内記の起草した宣命の草稿を受け取った上卿が藏人頭を通じて天皇の御覽に入れ、藏人頭から返却された草稿を上卿が大内記に清書を命じ、讓位の式で音読された。次の文章は明正天皇の讓位の宣命（寛永記）乙巻収録で、「寛文記」収録の後西天皇の讓位の宣命もほぼ同一の文章である。

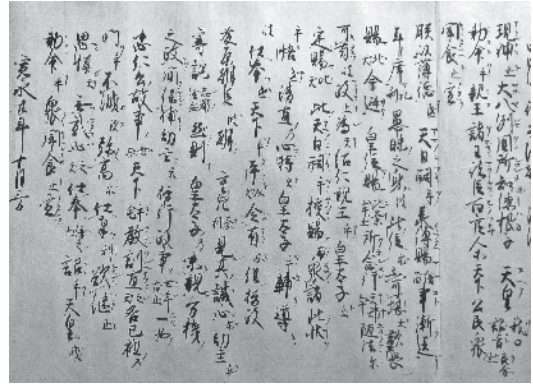
現神と大八洲の国知ろしめす倭根子天皇が詔旨らまと勅命を、親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞し食せと宣ふ。朕薄徳を以て天つ日嗣を承ぎ傳へ賜へる事漸く年序を送れり。愚昧の身は此の位に堪ふ可からずと歎き畏み賜ひて、今皇位を避け賜ひなむと念ほし行てなむ。法の随に有るべき政と為て紹仁親王を皇太子と定め賜ひて此の天つ日嗣を授け賜ふ。衆諸此の状を悟りて清直の心を持って皇太子を輔け導き仕へ奉りて、天が下を平らけく有らしめよ。但し摂政藤原朝臣は朝の重臣なり。其の誠心を見るに幼主を寄託しつべし。然れば則ち皇太子の未だ万機の政を親ざる間幼主を保輔けて政事を執り行ひせむこと、一に忠仁公の故事の如くせよ。天が下をも教へ訓し直して各己が祖の門を滅ぼさず、弥高に仕へ奉り継がむと欲し思ひ慎みて式心無くして仕へ奉るべしと詔を、天皇が勅命を衆聞こし食せと宣ふ。

寛永廿年十月三日

（なお引用にあたり、万葉仮名の表記は平仮名に改め、漢文表記を一部書き下した）

ルビ（読み仮名）について

本書の中で、人名や調度・装束や行事名などにルビ（読み仮名）が振られ



挿図9 「寛永記 乙」宣命

ており、このことが本書の資料的価値を高めている。ことに濁点を入れて筆記している箇所は、実際の発音を伝えて貴重である。ただし清音で表記されていても、濁音で音読するのが自明な場合、濁音は省略されている可能性も考慮に入れる必要があろう。

本書のような有職故実にかかわる書物には、通常の漢字の音訓とは異なる「有職読み⁽¹⁾」を語る単語が多い。ルビのある場合は、実際の発音に従っていると思われる、言語学的な価値が高い。

まず人名について考えたい。本書が備忘のための記録である場合、人名にルビが必要であるが、文中登場する人名すべてにルビが振られているわけではない。振られている人名はまばらで、無作為に選ばれて振られている印象がある。人名の諱(名前)の場合、後世になるほど、特定の字(通字)に付ける漢字の選択が狭まり、その結果変わった読み方をする場合があった。

人名に振られたルビの例(寛永記甲)より)

近衛左府尚(ヒサ)嗣 藤大納言なか慶(ヨシ)

佐伯職行(サエキモトユキ) 宗岡生時(ムネオカナリトキ)

平朝臣時安(トキヤス) 藤原朝臣長條(ナカエタ)
和氣朝臣吉久(ヨシヒサ) 豊原朝臣正秋(マサアキ)

ルビが振られる人名の「法則性」は感じられないが、諱にはルビが振られる場合が多い。「近衛左府尚嗣」の「尚」は本文にある通り「ヒサ」のほか「ナヲ」と読まれる場合もあるため、正確を期して振られているように思われる。康道にとって、左大臣近衛尚嗣(一六三二―五三)は熟知の間柄であったはずであるが、日頃諱で呼びかけることは無かったと考えられる。また地下官人の家である佐伯や宗岡のような名字にルビが振られるような例外も見られる。

単語に付けられたルビの例(寛永記甲)より)

引倍幾(ヒツヘキ) 御衣(キヨイ) 菊立涌(キクタチハキ)
解櫛(トキクシ) 紙捻(カウヒネリ) 片鎰(カタカキ)
笄刀(タカウカタナ) 磯額(イソヒタヒ) 理(ヲサム)
家司(ケイシ) 柳宮(ヤナイハ) 眼路(ガンロ)
行啓(ギヤウゲイ) 御最花(サバ) 作進(サクシン)
驛鈴(エキレイ) 身分(ミブン) 布毯(フタン)
釜殿(カマドノ) 仕人(ツカヒヒト) 大殿祭(ヲホトノマツリ)
分居(ワカテイル)

単語に振られたルビは、「理(ヲサム)」や「分居(ワカテイル)」のような動詞にも見られるが、官職名や儀式名、装束・調度などの名称に多い。宮

殿の平安を祈って行われる大殿祭は、完成した新しい殿舎や重要な儀式や祭祀を行う御殿で行われる祭祀（神道儀礼）で、「おほどのほがい」「おほとほがい」と読まれることが多いが、本文では「ヲホトノマツリ」とルビが振られており、読みの異説として注目される。また元服の儀では冠を被せるのに、童形の髪型から髻を結うための理髪が行われる。この髪型を整える行為を示す「理」という字に「ヲサム」と記している。理髪道具である解櫛・紙捻・片鑑・笄刀・磯額や柳筥にもルビが振られている。ただし元服の儀や儀式に用いる道具は、公卿の場合は日頃より縁のある道具であり、これら漢字が難読であつたとは思えない。

指図について

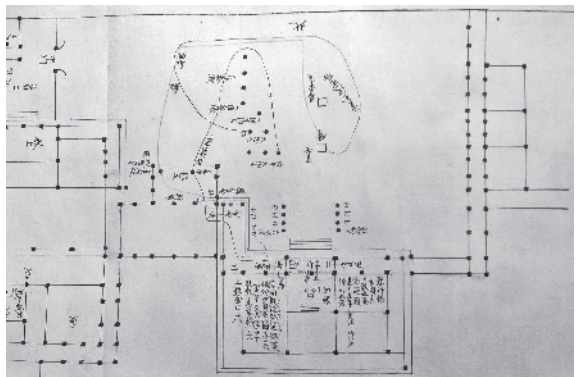
本書は、収録する儀式次第とともに指図（式場見取図）が添えられているのが特徴である。「寛永記」には八図、「寛文記」には七図が収録されている。文字による儀式次第だけでは、儀式における人々の具体的な動きを伝えるには限度があるため、全ての儀式書に指図が入るわけではないものの、指図が入る例が多い。

一例を挙げると、「寛永記」に収録される讓位の式場図の場合、式場となった紫宸殿と前庭が書かれ、前庭には必要な調度の位置が示され、参加する公卿や官人の動きを示す墨線や朱線が書かれている。なかには進行途中に揖（ゆづ）（おじぎ）をする場所や進行方向を変える「曲」という指示が書かれており、儀式の配役のより具体的な動きを知ることが可能である。

本書の成立について、朝廷の儀式書の一般的な成り立ちから述べてみたい。

朝廷の儀式は、当初から儀式書として作られたいわばマニュアル本のほ

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）



挿図10 「寛永記 乙」 御讓位図

本としての儀式書と、実際に行った記録備忘である日記や諸記録類が必要であった。また、一口に儀式書と呼ぶ一連の書籍の中にも、次のような種類に分けることができる。

- ① 行事儀式挙行のために作られたマニュアル本。平安時代の『儀式・内裏儀式』や『北山抄』・『江家次第』など。携行用も含む。
- ② 行事終了後に、備忘のために整理して作られた記録。
- ③ 内容の精粗はあるが、行事の概要を記した解説書。平安時代の『本朝月令』、後醍醐天皇の『建武年中行事』や一条兼良の『公事根源』・『御代始抄』、後水尾天皇の『当世年中行事』が代表例である。

「寛永記」「寛文記」は、それぞれの儀式の終了後に作成され、清書され

か、将来同様の儀式を行うのに円滑に遂行するため、儀式に出仕した公卿官人たちが備忘の為に記録した日記やその他の記録類を集めて参考に資された。一口に朝廷の儀式といっても、即位や大嘗会のような数年から数十年ごとに巡ってくる臨時の儀式のほか、正月元日の四方拝に始まる年中行事のような恒例儀式がある。特に臨時行事は大規模であり、数年から数十年ごとに巡ってくるため、マニュアル

た備忘のための②といえよう。

また儀式書と共に利用された日記や諸記録には、次のような種類があった。

A 本記 日記(日次記)そのもの。

B 別記 特定の行事を詳細に記録するため、Aとは別に記した行事記録。Aの記事の中に「記ハ別ニ在リ」「委シクハ別記ニ在リ」などある場合は、A以外に詳細に記したBがあることを示している。

C 部類記 特定の行事を行うにあたり、AやBのほか、過去の記録から、該当する行事の記録を必要に応じて抜粋・集成した一書。手際よく必要な情報を得る検索として編纂された。『相国拝賀部類記』『年中諸公事装束要抄』『中右記部類』『東宮冠礼部類』などがこれに相当する。

「寛永記甲」冒頭には、康道が後水尾上皇の意を受けて行事項目を書き上げ、上皇に提出した次の記事が見られる。

寛永廿九十 自 仙洞為御使阿野前大納言實顕・清閑寺前大納言共房・飛鳥井前大納言雅宣来、其子細者今度行幸・劔璽渡御・内侍所渡御・御讓位・御即位等之条々可有之間、如左書付可申付仰也

条々御書出也

一 九月廿五日 行幸 奉行 供奉等之事

一 劔璽渡御事

同

一 内侍所渡御事

同

一 十月三日 御讓位

同諸役之事

陣座事 上卿へ可申事

一 同月廿一日 御即位

右何も役者以下可申付仰也

又親王御元服事 當月廿七日可有之也

御元服 傳奏 清閑寺前大納言共房

奉行 日野頭左中弁弘資朝臣

加冠人 摂政予

理髮人 廣橋頭右大弁綏光朝臣

扶持公卿 中院中納言 通純

公卿 転法輪三条大納言實秀・中御門左大弁宰相實順

諸役殿上人 千種宰相有能朝臣・藪中将嗣孝朝臣・五条大内

記為庸朝臣

陪膳 裏辻宰相中将基福朝臣

役走 同諸役殿上人

十一日 阿野前大納言實顕・飛鳥井前大納言雅宣、自仙洞為御使、来三

日御讓位内弁九條左府道房江 被仰出候へ共、近衛右府尚嗣可

被仰付也、然者来月廿一日御即位内弁左府へ可被仰付仰也、予

申詞御尤之由也、

十二日 今度 新院 御殿にて、来三日御讓位之軒廊陣座等みつくりひ

指圖有之、予・左府道房・右府尚嗣・内府光平・松殿有昭・阿

野前大納言實顯・清閑寺前大納言共房・飛鳥井大納言雅宣等也、様子来三日當日ノ処ニ可書之

廿三日 今日行幸御習礼也、仙洞御幸、予・左府・右府・内府・松殿、其外近衛前関白・一條前摂政、諸家大方不殘

廿四日 未刻 飛鳥井前大納言雅宣来、自 仙洞御使也、明日 行幸可有延引、御讓位同日可有之也、其子細ハ江戸年寄衆今度行幸供奉ニ罷出(武家御名代也)ニ付未上洛故也、先年 仙洞 御讓位時モ 東照大権現初家康公可有御供歟、老躰故大沢侍從名代勤御供例也

今日於 仙洞親王御元服之習礼有之、役者衆何も伺公、子細有當日ノ処ニ

廿五日 飛鳥井前大納言来、今度行幸ニ長橋局脇ニ候間、別勅にて被召出度由也、是者父方の嬢の服にて廿日服なるに、別勅前代未聞事也、若ハ服後ハある事也、それもかなハさる時の事也、予御返事子細有間敷由申也

廿七日 今日 親王御元服也(當時儲君親王也、母者園參議基任卿女、仙洞女官号京極局)、予加冠也

(適宜句読点を補い、本文中の細字で書かれた割注部分はへ内に記した)

右の記事の書き出しが寛永廿年九(月)十(日)という、日付から始まるところは日記と同様であるが、上皇からの使者三人が伝えた要件と、康道が記して上皇に差し出した書付を簡潔に載せており、以下の記事が儀式的記録のみを抽出することを当初から意図していたと考えられる。十日条にある紹仁親王元服の儀の配役で「加冠人 摂政予」と、康道が自身を「予」

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

と一人称で記しており、本文の著者が康道であることが確認できる。十一日以降の記事も、儀礼関係のみが記されており、十二日から二十三日に日付が飛んでいることも、必要な記事を抽出したためであろう。九月十一日から二十七日までの記事も詳細な讓位の儀式的記事ではなく、それぞれの日に行われた儀式関連の記事を簡潔に記し、詳細は「来三日當日ノ処ニ可書之」(九月十二日条)・「子細有當日ノ処ニ」(九月二十四日条)と記して、別に存在していた可能性のあるA本記の当日条の参看を促している。このことから、本書が当初より儀礼記録集成に特化して編集したB別記であった可能性が高いと思われる。康道が別記として本書を編纂した理由は、踐祚・讓位という臨時の儀式に備えるための記録集成を作り、自家に備えて子孫に伝える目的があつたと推測される。

なお「寛永記」「寛文記」諸本の残存状況は、本書との校訂とともに次号掲載予定の「下」において述べる。

三 編者・二条康道

本章では、本書の編纂に当たったと考えられる二条康道と二条家について触れておきたい。

二条家は五摂家の一つで、江戸時代には家領千七百石余を領した。摂家のなかでも特に徳川將軍家との関わりが深く、康道が徳川家康から偏諱をうけ康道と称したのを始め、幕末の斉敬に至るまで嫡子は元服の際將軍の猶子となつて偏諱をうけて名乗るのを例とした。また南北朝期以降、即位の儀式で高御座に登る天皇に密教の秘儀を伝える「即位灌頂」を務めてきたことは、他の摂家には無い特例であつた。二条家は万治四年(一六六二)

正月十五日の内裏大火で、康道の子息・光平の正室・賀子内親王宅が火元となったことと、寛文十三年(一六七三)五月八日の大火で文書や記録を全焼させるまでは、公家諸家中最大の文書・記録の所蔵量を誇ったといわれる。次の文章は、寛永二十年に二条家の蔵書の一部を披見した幕府儒官の林鶯峯(一六一八〜八〇)が記した一文である。

五摂家ノ内二条殿殊ニ記録多シ、秘伝ノ儀多シ、其故イカントナレハ、二条ノ開基良実ハ、九条道家ノ次男ナリ、道家其長男教実ニ摂政ヲ譲リ、程ナク教実早世、其子忠家九条ノ家ヲ相統スルトイヘトモ、猶幼少ナルニヨリテ、良実撰関トナル、二条ノ家コレヨリ始ル、(中略)寛永癸未^(二十年)ノ歳、御即位ノ事アリテ、在洛ノ間、二条康道公ノ家司北大路宮内道芳ト夜話ノ時、二条殿ノ秘記若干巻ヲ携ヘ来テ、此秘記ハ他見ヲ禁スル物ナレトモ、一見ヲユルスストテ披見ノ内ニ、宝治年中良実ノ願文一通アリ、実事ヲバアラハサネトモ、父ノ心和ギ家門繁昌ヲ祈ルノ趣ナリ、道芳ニ懇望シテ写サント請ケレドモ、遂ニ他見ノ事ナシ写シ、取ルコトハカナフマジトテ、箱ヘ取り納ム、(林鶯峯『二条殿秘説』東京大学史料編纂所蔵)

また江戸時代の摂家の家業の一つに、有職故実を伝承し教授することが含まれていた。寛文八年に刊行された『諸家家業』(国立公文書館内閣文庫蔵)には、次の文章がある。

攝家

近衛 九條 二條 一條 鷹司

右ノ五家ヲ摂家ト云、摂政関白ヲ以テ先途トシ侍ルナリ、(中略)家

業ノ口傳并ニ先祖代々ノ文書ヲ傳領シ侍ルヲ嫡家ト申シ侍ル事ナリ、右摂政関白ノ職家業ホ、記シ侍リス、此上ニ神代ヨリ摂家代々唯一人ニサツケ相傳シ来リ侍ル大嘗会天神地祇ヲロシ奉ル大事并ニ神膳ノ儀、又即位灌頂ノ大事コノ両條代々執柄ノ人天子ニサツケ奉ルコトニ侍ルナリ、是等ヲ以テ摂家ノ家業トス、詩歌管絃能書等ハイツレモ尋常モテアソヒ侍レトモ、摂家ナトノ家業トスルモノヒテハ侍ラサルコトナリ
(適宜句読点を補った)

康道には『国書総目録』によると、「寛永御讓位記」・「寛文記(寛文三年)」・「元服次第並加冠作法之事」・「後浄明院装束抄」・「三節会次第」・「仗議次第」・「新院御月次(寛文六年)」・「節会部類」・「節会問答」・「紹仁親王御元服次第(寛永二十年)」・「東照宮三十三回忌御八講次第(慶安元年)」・「康道公記」・「有職御問答」の著作十三部が挙げられ、光平には「寛永廿年明暦三年御即位記」・「元日節会次第」・「御会和歌(寛文・延宝年間)」・「禁裏仙洞御会和歌(寛文三・五年)」・「後光明天皇七回御忌御八講次第」・「後西天皇御即位次第」・「識仁親王御元服次第」・「礼服御覽次第」・「靈元天皇御即位由奉幣次第」の著作九部が挙げられている。

二条家が他の摂家と同様に儀礼資料を蓄積していたのも、天皇やその時の摂政・関白からの命令で儀式の式次第を作成するためであった。寛永二十年の後光明天皇の踐祚記事は、康道の弟の九条道房(二六〇九〜四七)も自身の日記『道房公記』(宮内庁書陵部蔵)において記録しており、詳細な式次第は康道から得て筆記したと推測される。

本書について、以上の章のなかで明らかにできた点を整理したい。

「寛永記」と「寛文記」からなる本書「即位之記」は、巻頭の序文や巻

末の奥書が無いため、成立年代は明らかではないものの、「寛永記」は後
光明天皇の踐祚の儀の行われた寛永二十年以降程なく編集され、「寛文記」
は、霊元天皇の即位関連儀式の行われた寛文三年以降程なく編集され成立
したと考えられる。

本書の成立の背景には、二条康道・光平父子およびその周辺で、儀式記
録集成を自家に備える目的があったと思われる。本書は、康道が自身の日
記とは別に、儀礼記録集成として作った別記で、康道が別記を作成した理
由は、子孫に伝えるためであったと推測される。

附属する極札に従えば本書各巻の内題の署名は康道の自筆となるが、現
存する康道の他の筆跡と比較すると康道自筆とは認められない。この内題
の署名が、本文とは異なる筆跡で記されていることをはじめ、本文につい
ても複数の筆跡が認められることから、本書の筆者についてはなお検証を
要する。

本書の特徴としては、後光明天皇と霊元天皇の皇位継承儀式の式次第と
ともに、儀式の中で作成され、使用された文書類や指図が収録されている
ことが挙げられる。指図の存在は、文章のみの式次第以上に、具体的な儀
式の参加者の動きを伝えており貴重である。加えて本文中の人名や調度な
どにルビが振られており、実際の音読を伝えていることも、この資料の価
値を高めているといえよう。

「寛永記」「寛文記」諸本の残存状況および本書との比較については、次
号掲載予定の「下」において、詳しく触れていきたい。

註

(1) 第五章「尾張徳川家ゆかりの文庫と典籍」第二章 徳川美術館(愛知県史

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

編さん委員会編『愛知県史 別編 文化財4 典籍』愛知県 二〇一五年三
月。

(2) 室町時代の公卿で古典学者でもあった一条兼良の著『御代始抄』(故実叢書
編集部『新訂増補故実叢書 第二十八冊』明治図書出版 一九五三年十一
月所収)のなかで、天皇の代替わり儀式にはA 御譲位・B 御即位・C 御禊の行
幸・D 大嘗会の四つをあげ(このうちCはDの前段行事)、Aは「御譲位の時
は警固・固閑・節会・宣制・劍璽渡御・新主の御所の儀式あり。是は毎度の事
也。」、Bについては「即位といふは天子受禪の後まさしく南面の位につかせ給
ひてはじめて百司万民に龍顔を見えさせ給ふよし也」と解説している。

さらに帝國學士院編『皇室制度史 第三卷』帝國學士院 一九三九年七月)
においては、「皇位の継承は、専ら天皇の崩御に因ることを我が國古来の恒典
と為す」とし、左記のように定義している。

皇位の継承は、天皇の崩御に因るの外、中世以後は、天皇在世中の譲位に因
るの例を生ぜり。譲位は、一に遜位と謂ひ、或は讓國と謂ふ。邦語に之を
「ミクニユツリ」と訓ず。又皇嗣の讓を受けたまふことより見て受禪とも謂
ふ。讓位と受禪とは、唯観点を異にする名称の別たるに止まり、全く同じに
して、儀礼に於いても、讓位の式は即ち受禪の式に外ならず。(中略)天皇在
世中の譲位は、皇極天皇の位を孝徳天皇に譲りたまへるを以て、其の最初と
為すべし。(中略)歴代相尋いで讓位受禪の儀あり。皇位の継承は、天皇の崩
御に因るよりも、寧ろ讓位に因るを常例と為すに至れり。

(3) 二条康道については、次の図書を参看した。

久保貴子著『ミネルヴァ日本評伝選 後水尾天皇―千年の坂も踏み分けて
―』ミネルヴァ書房 二〇〇八年三月。

久保貴子著『人物叢書 徳川和子』吉川弘文館 二〇〇八年二月。

(4) 小松茂美「書流系譜の成立と分類」(同著『日本書流全史 上』講談社
一九七〇年十二月)。

(5) 『補訂版国書総目録』岩波書店 一九七一年一月。

(6) 皇太子の称号は、天和三年(一六八三)に霊元天皇が立太子礼を再興した時に
再興された称号であり、それ以前の皇位継承予定者は「儲君」または「親王御

方」と称された。

- (7) 礼服は唐風の装束で、平安時代までは毎年正月朔日の朝賀と即位式の二度用いられたが、鎌倉時代以降朝賀が廃止されると、礼服は天皇の即位礼のみに用いられるようになった。森田登代子著『遊樂としての近世天皇即位式』庶民が見物した皇室儀式の世界―(ミネルヴァ書房 二〇一五年三月)および武田佐知子・津田大輔著『礼服 天皇即位儀礼や元旦の儀の花の装い』(大阪大学出版会 二〇一七年一月)に詳しい。

- (8) 黒板勝美・国史大系編集会編『新訂増補国史大系 公卿補任 第四篇』吉川弘文館 一九七一年九月。

- (9) 註8に掲出した『新訂増補国史大系 公卿補任 第四篇』と、柳原紀光編『続史愚抄』は次の図書を参考した。

黒板勝美編『新訂増補国史大系 第十五卷 続史愚抄 後篇』吉川弘文館

一九三二年六月。

『続史愚抄』は江戸時代中・後期の公卿・柳原紀光(一七四六―一八〇〇)編纂の歴史書で、鎌倉時代の亀山天皇践祚の正元元年(一二五九)に始まり江戸時代中期の後桃園天皇崩御の安永八年(一七七七)にかけて編年体で記述された朝廷の通史である。

- (10) 橋本政宣「即位灌頂と二条家」(同著『近世公家社会の研究』吉川弘文館 二〇〇二年十二月)。

- (11) 一例を挙げると、呼びかけに応答する「称唯」は「イショウ」と読む。これは漢字通りに音読すると「ショウイ」となり、讓位に通じるのを憚り漢字を逆転させて読む慣例である。

- (12) 前掲註10に掲出した図書を参考した。

表 「近世の天皇 一覧」

代数	追号	御名	生歿年	先帝崩御・受禪	崩御・讓位
			在位期間	即位式挙行日	
107	後陽成	和仁・周仁	元龜2(1571)12・15－元和3(1617)8・26	受禪	讓位
			天正14(1586)11・7－慶長16(1611)3・27	天正14・11・25	
108	後水尾	政仁	文祿5(1596)6・4－延宝8(1680)8・19	受禪	讓位
			慶長16(1611)3・27－寛永6(1629)11・8	慶長16・4・12	
109	明正	興子	元和9(1624)11・19－元祿9(1696)11・10	受禪	讓位
			寛永6(1629)11・8－寛永20(1643)10・3	寛永7・9・12	
110	後光明	紹仁	寛永10(1633)3・12－承応3(1654)9・20	受禪	崩御
			寛永20(1643)10・3－承応3(1654)9・20	寛永20・10・21	
111	後西	良仁	寛永14(1638)11・16－貞享2(1685)2・22	先帝崩御	讓位
			承応3(1654)11・28－寛文3(1663)正・26	明暦2・正・22	
112	靈元	識仁	承応3(1654)・5・25－享保17(1732)8・6	受禪	讓位
			寛文3(1663)正・26－貞享4(1687)3・21	寛文3・4・27	
113	東山	朝仁	延宝3(1675)9・3－宝永6(1710)12・17	受禪	讓位
			貞享4(1687)3・21－宝永6(1709)6・21	貞享4・4・28	
114	中御門	慶仁	元祿14(1702)12・17－元文2(1737)4・11	受禪	讓位
			宝永6(1709)6・21－享保20(1735)3・21	宝永7・11・11	
115	桜町	昭仁	享保5(1720)正・1－寛延3(1750)4・23	受禪	讓位
			享保20(1735)3・21－延享4(1747)5・2	享保20・11・3	
116	桃園	遐仁	寛保元(1741)2・29－宝暦12(1762)7・12	受禪	崩御
			延享4(1747)5・2－宝暦12(1762)7・12	延享4・9・21	
117	後桜町	智子	元文5(1740)8・3－文化10(1813)閏11・2	先帝崩御	讓位
			宝暦12(1762)7・27－明和7(1770)11・24	宝暦13・11・27	
118	後桃園	英仁	宝暦8(1758)7・2－安永8(1779)10・29	受禪	崩御
			明和7(1770)11・24－安永8(1779)10・29	明和8・4・28	
119	光格	兼仁	明和8(1771)8・15－天保11(1840)11・19	先帝崩御	讓位
			安永8(1779)11・25－文化14(1817)3・22	安永9・12・4	
120	仁孝	恵仁	寛政12(1800)2・21－弘化3(1846)正・26	受禪	崩御
			文化14(1817)3・22－弘化3(1846)正・26	文化14・9・21	
121	孝明	統仁	天保2(1831)6・14－慶応2(1866)12・25	先帝崩御	崩御
			弘化3(1846)2・13－慶応2(1866)12・25	弘化3・9・23	

金 鯨 叢 書 第四十五輯 [年一回刊行]

——史学美術史論文集——

平成三十年 三月 三十日 編集
平成三十年 三月 三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川 義 崇 誠

発行者

公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川 林 政 史 研 究 所
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川 美 術 館

電話(935)六二六二番(代)

印刷所

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 同 朋 舎
印刷 電話(361)九二二番(代)